ニ　団体内統合宛名番号（地方公共団体において個人を特定するための番号をいう。第七条第一項において同じ。）を付番し、及び中間サーバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）と連携する機能（以下「団体内統合宛名機能」という。）

ホ　地方公共団体の職員が地方公共団体情報システムのデータを抽出、分析、加工又は出力する機能（以下「ＥＵＣ機能」という。）

ヘ　複数の地方公共団体情報システムと連携し、共通して収納管理を行う機能（以下「統合収納管理機能」という。）

ト　複数の地方公共団体情報システムと連携し、共通して滞納管理を行う機能（以下「統合滞納管理機能」という。）

三　機能要件の標準　法第二条第二項に規定する機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関する要件を規定したものをいう。

四　項目定義　共通機能で管理するデータの項目（以下「データ項目」という。）及び属性に関する要件等を規定したものをいう。

（共通機能の標準）

第三条　共通機能の標準は、次条から第十条までに定めるとおりとする。

（申請管理機能の標準）

第四条　申請管理機能の機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

一　申請データを取り込む機能を備えること。

二　申請者を識別するために用いる情報を保持し、申請データの個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の発行の番号を宛名番号（地方公共団体において業務ごとに個人又は法人を特定するための番号をいう。）に変換する機能を備えること。

三　申請結果の登録に係る機能を備えること。

四　申請データ及び審査結果の出力に係る機能を備えること。

五　申請者を識別するために用いる情報の管理に係る機能を備えること。

六　連携する地方公共団体情報システムを手続ごとに管理する機能を備えること。

七　操作権限の管理に係る機能を備えること。

2　申請管理機能は、前項で定める機能要件の標準に適合するために必要となるデータ項目を、当該データ項目の属性及び文字要件（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第八号。以下「データ要件・連携要件の標準を定める命令」という。）第二条第五号に規定する文字要件をいう。以下同じ。）に従い項目定義に規定するグループを単位にして入出力できなければならないものとし、データ項目、属性、グループその他の細目については、項目定義として内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

（庁内データ連携機能の標準）

第五条　庁内データ連携機能の機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

一　ＡＰＩ連携（データを利用するシステム（以下「利用側業務システム」という。）において、利用側業務システムからデータを提供するシステム（以下「提供側業務システム」という。）に対して行う連携の要求に対する応答の結果を用いてオンライン処理が必要となる即時的な連携をいう。次項において同じ。）に係る機能を備えること。

二　ファイル連携（データ要件・連携要件の標準を定める命令第四条第一項第二号に規定するファイル連携をいう。次項において同じ。）に係る機能を備えること。

三　その他告示で定める機能を備えること。

2　庁内データ連携機能は、第七条第三項の規定を除き、ＡＰＩ連携又はファイル連携によるものとし、詳細な技術仕様については、内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。地方公共団体情報システムが地方公共団体情報システム以外のシステムとデータを連携させる場合も同様とする。

（住登外者宛名番号管理機能の標準）

第六条　住登外者宛名番号管理機能の機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

一　住登外者宛名番号の管理に係る機能を備えること。

二　住登外者の名寄せ（住登外者宛名番号管理機能において、同一人について二以上の登録情報を有する場合にこれを集約することをいう。）に係る機能を備えること。

三　操作権限の管理に係る機能を備えること。

2　住登外者宛名番号管理機能は、前項で定める機能要件の標準に適合するために必要となるデータ項目を、当該データ項目の属性及び文字要件に従い、項目定義に規定するグループを単位にして入出力できなければならないものとし、データ項目、属性、グループその他の細目については、項目定義として内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

3　住登外者宛名番号管理機能は、地方公共団体情報システム以外のシステムが住登外者宛名番号を利用し、住登外者を管理する必要がある場合は、住登外者宛名番号の付番及び取得ができなければならない。

（団体内統合宛名機能の標準）

第七条　団体内統合宛名機能の機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

一　団体内統合宛名番号の付番管理並びに団体内統合宛名（地方公共団体が統一的に管理する個人の氏名、住所その他の基本情報をいう。）の管理及び検索を行うための機能を備えること。

二　中間サーバーと連携を行うための機能を備えること。

三　操作権限の管理に係る機能を備えること。

2　団体内統合宛名機能は、前項で定める機能要件の標準に適合するために必要となるデータ項目を、当該データ項目の属性及び文字要件に従い、項目定義に規定するグループを単位にして入出力できなければならないものとし、データ項目、属性、グループその他の細目については、項目定義として内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

3　団体内統合宛名機能と地方公共団体情報システムとのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構が作成する中間サーバーの外部インターフェース仕様に準拠し、実装するものとする。

4　地方公共団体情報システムは、中間サーバーと当該サーバーが規定する外部インターフェースを利用して連携する場合、団体内統合宛名機能を経由して連携するものとする。ただし、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したＣＲＬ（インターネット上で情報が格納されている場所を示すための文字列をいう。）を元にＨＴＴＰ（提供側業務システムと利用側業務システム間の通信を定義するプロトコルをいう。）によるダウンロードを行う場合においてはこの限りではない。

（ＥＵＣ機能の標準）

第八条　ＥＵＣ機能の機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

一　データの抽出に係る機能を備えること。

二　データ出力に係る機能を備えること。

三　操作権限の管理に係る機能を備えること。